

薬生食輸発0622第1号
令和5年6月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年6月14日付け薬生食輸発0614第1号)により通知したところである。

今般、国内において発生した養殖ひらめを原因とする*Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表5に追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

養殖業者名：亨浦水産
登録番号：K-F-CJ-003